

# 第 I 章

## 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

菊川市では、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」をうけて、合併前の旧両町において策定した「男女共同参画小笠町プラン」及び「菊川町男女共同参画行動計画」を一元化し、さらに豊かで活力あるまちになることを目指して、平成18年9月に「菊川市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

しかし、審議会等への女性の登用率の向上等は見られるものの、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、男女が互いにその人権を尊重し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、今後も重要な課題となっています。

こうしたことから、これまでの5年間の取り組みの成果や市民の意識の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会を実現させるための効果的な取り組みを実施するため、「第2次菊川市男女共同参画プラン」《平成23年度～28年度》を策定するものです。

## 2. 策定の背景とこれまでの取り組み

### 【世界の動き】

国連の提唱により昭和50年(1975年)が「国際婦人年」とされ、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されました。また、これに続く昭和51年(1976年)からの10年を「国連婦人の十年」と定め、女性の人権擁護と男女平等のための国際的な行動が開始されました。そして、平成17年(2005年)には、男女共同参画に関する最も重要な国際会議である「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた宣言が採択されました。平成18年(2006年)には、東京で、「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、本閣僚会合を年次開催するといった決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

平成19年(2007年)にはインドで「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催されました。また、平成22年(2010年)には、APEC(アジア太平洋経済協力会議)に加盟する21カ国・地域から、産業界、学界、行政、民間団体等様々な分野で活躍する女性が日本に集まり、「女性リーダーズネットワーク会合」が9月に開催され、経済活動への女性参画推進に向けた政策提言がなされました。

### 【国の取り組み】

国連を中心とする国際社会の動きを踏まえて、平成11年(1999年)に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行となり、この法律に基づいて平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定されました。そして、平成17年(2005年)には、男女共同参画基本計画の見直しが行われ、「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成19年(2007年)12月には、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる社会を目指すため、「仕事

と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。平成22年（2010年）には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、男性や子ども、地域における男女共同参画の推進策を含む15の重点分野を掲げ、平成32年（2020年）までを見通した長期的な政策の方向性、平成27年（2015年）度末までに実施する具体的施策が明確化されるなど、男女共同参画の一層の推進を図るための新たな取り組みが始まっています。

### 【静岡県の取り組み】

平成13年（2001年）に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、さらにこの取り組みを一層進めていくため、平成15年（2003年）には、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」が策定されました。平成19年（2007年）には、社会経済環境の変化やこれまでの成果・課題等を踏まえて、計画後期に当たる平成19～22年度（2007～2010年度）の施策の展開方向を重点的に示した「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」後期実践プラン（2007年度～2010年度）が新たに策定されました。平成23年（2011年）には、平成23～32年度（2011～2020年度）までを計画期間とする「第2次静岡県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会実現に向けた取り組みが行われています。

### 【菊川市の取り組み】

合併前、菊川、小笠の旧両町においても、男女共同参画推進計画をそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでさまざまな施策を推進してきました。

旧小笠町では、平成14年7月に男女共同参画計画策定のための組織づくりを始め、小笠町男女共同参画行動計画策定委員会、小笠町男女共同参画推進委員会、ワーキング部会を発足させ、プランの策定作業を開始しました。

平成14年12月には、住民の意見を計画に反映させるために、男女共同参画に関する住民意識調査を実施し、策定委員会を中心に検討を重ね、平成16年2月に「男女共同参画小笠町プラン」を策定しました。

旧菊川町では、平成13年7月に男女共同参画に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進していくため、庁内連絡会を設置しました。その後、平成14年1月に菊川町男女共同参画プラン策定委員会及び懇話会を設置し、プランの策定作業を開始しました。

平成14年5月には、町民意識調査を実施しその結果を踏まえ、プラン策定懇話会、策定委員会、庁内連絡会において検討を重ね、平成16年1月に「菊川町男女共同参画行動計画」を策定しました。平成18年9月菊川市では、合併前の旧両町における「男女共同参画小笠町プラン」及び「菊川町男女共同参画行動計画」を一元化し、菊川市がさらに豊かで活力あるまちになることを目指して、『菊川市男女共同参画プラン』を策定しました。

### 3. 計画の重点目標となる5つの取り組み

女（ひと）と男（ひと）がパートナーとして互いに認め合い、豊かにいきいきと暮らすことを目指す男女共同参画社会の実現に向けて、次の5つを重点目標として取り組みます。

- (1) 人権の尊重と継続的な男女共同参画の意識づくり
- (2) 男女の健康支援
- (3) あらゆる暴力の根絶
- (4) 男女双方のワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 男女の自立支援

### 4. 計画の性格と役割

- 1) この計画は、「第2次菊川市総合計画」をはじめ、市の主要な計画との整合性を図り、総合的かつ具体的に男女共同参画社会の形成を推進するための計画です。
- 2) 男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが自ら実践するプランと、行政によるその支援を盛り込んでいます。

### 5. 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度（2011年）から平成28年度（2016年）までの6か年としますが、必要に応じて適宜見直しを行います。